

救命講習会の日程変更について

申込・問合せ 児玉郡市広域消防本部 警防課 ☎0495-24-8391

児玉郡市広域消防本部では、いざというとき慌てず対応できるよう「命の助け方」に関する救命講習会を次のとおり日程を変更し開催いたします。この機会にぜひ御参加ください。

- 日時 ①普通救命講習Ⅰ(3時間) 11月20日(土)、令和4年1月14日(金) 午前9時～
 ②普通救命講習Ⅱ(4時間) 11月20日(土)、令和4年1月14日(金) 午後1時15分～
 ③普通救命講習Ⅰ〔ステップアップ〕(2時間)
 12月18日(土)、令和4年2月19日(土) (1回目)午前9時30分～、(2回目)午後1時～
 ④普通救命講習Ⅲ(乳児・小児)〔ステップアップ〕(2時間)
 12月18日(土)、令和4年2月19日(土) 午後3時15分～

「ステップアップ」の講習は座学部分を事前にe-ラーニングで受講する必要があります。詳しくは消防本部ホームページをご確認ください。
<http://www.kodamakouiki.jp/syoubouindex/kyukyuhokoshukai/kyukyuhokoshukai.html>

場所 児玉郡市広域消防本部 多目的ホール(本庄市西富田904番地3)

対象 児玉郡市内在住、在勤または在学する中学生以上の方

- 注意事項 ○各講習日の1週間前まで受付し、定員(10名)になり次第締め切ります。
 ○受講申請書は、児玉郡市広域消防本部警防課で配布または消防本部ホームページからダウンロードできます。
 ※緊急事態宣言が発令された場合は、全講習会を中止させていただきます。

11月30日は「人生会議の日」です

問合せ 地域包括支援センター ☎0495-74-1155 FAX 0495-74-1156

人生の最終段階における医療やケアについて、本人と家族、医療・ケアチームなどと話し合うことを「ACP(アドバンス・ケア・プランニング)」といいます。より身近でなじみやすい言葉となるよう、国は平成30年に愛称を『人生会議』としました。

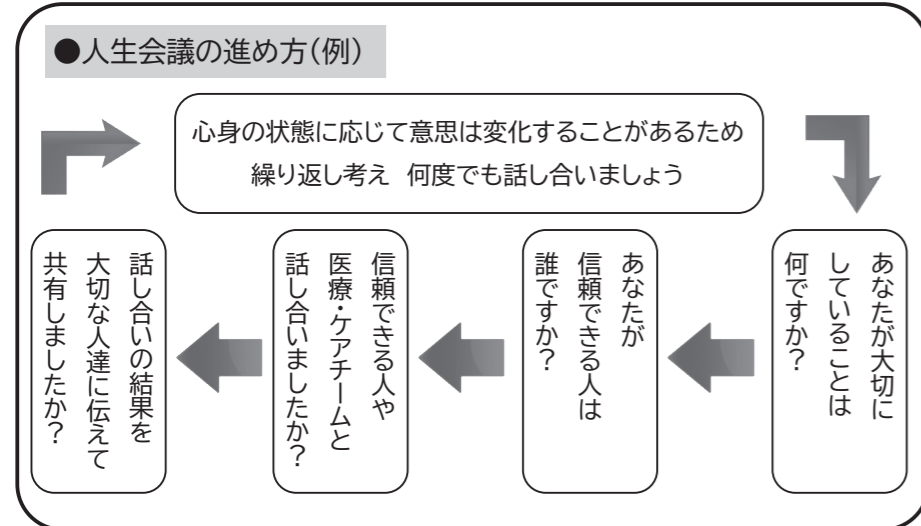


人生会議とは

「人生会議」とは、元気なうちから自分自身が望む医療や介護などのケアについて前もって考え、信頼できる家族や友人などの大切な人と、医療及び介護の専門職を含めて繰り返し話し合い、共有することです。

人それぞれの「いきかた」

「いきかた(生きかた・活きかた・逝きかた)」は、人それぞれです。自分の人生で大切にしてきたことや望んでいること、人生の最終段階でのありたい姿などを信頼できる周囲の人と話し合っておくことで、もしもの時に、あなたの信頼する人があなたの代わりに医療や介護などのケアについて難しい決断をする場合に重要な助けとなります。



- 【参考】
 ○埼玉県地域包括ケア漫画
 ～みんないつかは年をとる～
http://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiihoukatukea/chiihi_care.html
 ○厚生労働省及び埼玉県のホームページもご覧ください
 ・厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02783.html
 ・埼玉県
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/zaitaku/zaitaku20160119.html>



11月は「いじめ撲滅強調月間」です

問合せ 埼玉県 青少年課 ☎048-830-2907

埼玉県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめ問題の根絶に集中的に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら一人で悩まず相談・通報してください。

- 相談窓口
 【よい子の電話教育相談(埼玉県立総合教育センター)※毎日24時間対応】
 18歳以下の子供用(無料): #7300 又は 0120-86-3192
 保護者用:048-556-0874
 Eメール相談:soudan@spec.ed.jp FAX相談:0120-81-3192
 ※Eメール、FAX相談の受信確認及び返信は、平日の午前9時から午後5時に行っています。



神川町災害時避難行動要支援者制度のご案内

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

町では、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方、障がいをもつ方などが、災害時における支援を地域の中で受けられるようにするために「神川町災害時避難行動要支援者制度」を実施しています。

これは、それぞれの地域における自助(自分の身は自分で守る)および共助(助け合い)を基本として要支援者の支援体制を整備し、安心して暮らせるまちづくり・地域づくりを目指すものです。

【要支援者とは】

次の①から⑦のいずれかに該当する方のうち、災害時に地域での支援を希望する方で、支援を受けるために必要な個人情報を地域支援者、民生委員・児童委員、消防署、警察署、社会福祉協議会(以下「地域支援者等」という。)へ提供することに同意した方です。(施設等に長期で入所している方は、対象になりません。)

- ①身体障害者手帳1～3級を所持する方
- ②療育手帳(A)・Aを所持する方
- ③精神保健福祉手帳1級を所持する方
- ④要介護認定3～5を受けている方
- ⑤町の生活支援を受けている難病患者の方
- ⑥75歳以上の方で構成されている世帯の方
- ⑦その他町長が必要と認めた方

【登録台帳の活用】

登録台帳には、氏名・住所・性別・生年月日・電話番号・家族構成(人数)・緊急時の家族の連絡先・その他支援活動を円滑にすすめるために必要な事項・地域支援者を記載します。登録台帳は地域支援者等に提供され、次の支援のために活用されます。

- 災害時における避難誘導、救出活動、安否確認等
- 日常生活において行う声かけ、相談等

【登録の申込み方法】

登録希望の方は地域の民生委員・児童委員へお申し出ください。登録書類を持って訪問します。この制度に登録するには、地域支援者を2名程度選定していただきます。

【地域支援者とは】

災害時に要支援者のもとにかけつけることができる隣近所の方など、地域と一緒に暮らす方です。地域支援者には、できる範囲での支援をお願いするもので、災害時の避難支援において義務や責任を伴うものではありません。